

●9月2日 書面回答④

問. 2019年8月9日付の当方質問書には「当方の理解に瑕疵がありましたら、その旨ご指摘下さい」と記しておきましたが、回答書には該当する指摘は一切ありませんでした。従いまして、当方の理解に同意下さったものと理解します。

一応、当方の理解を改めて下記に列記しておきますので、万が一、指摘するのを忘れておられた場合は、至急文書にて合理的根拠と併せてご指摘下さい。2019年9月9日迄に指摘がない場合は、当方の理解を再確認いただいたものとみなします。

1. 重要電源開発地点の指定権限者である経済産業大臣は、指定の要件12項目（同規程第四条5）の全てについて審査する権限と責任を負っているものであり、その一部でしかない「事業者が有する計画」と「地元の状況」のみを指定継続の理由とすることは不作為であること。
2. 上記の権限は、国民の信託に由来するものであり、従って、この大臣の不作為は、憲法への無理解を露呈したものであること。
3. 日本国政府は、原発の新增設を想定しておらず、従って、重要電源開発地点指定の要件の一つ「電源開発の計画の具体化が確実な電源であること」（同規程第四条5四）は、現時点では満たしているとは言えないこと。
4. 山口県知事と中国電力(株)は、大臣による重要電源開発地点の指定継続を、上関原発用地の土地需要を国政府が認めている根拠としているが、この指定継続は上述したとおり、大臣の不作為と、更には、大臣自身が指定継続の根拠を山口県知事と中国電力(株)自身にしているため、到底根拠とは言えないこと。

<ご回答>

1から4につきましては、8月20日付けで御回答差し上げたとおり、上関原子力発電所については、事業者が有する計画や地元の状況に変化がないため、その重要電源開発地点の指定を政府自らが解除する事情はないと考えております。

2019/9/9

大滝 怜士 （おおたき さとし）
otaki-satoshi@meti.go.jp
経済産業省 資源エネルギー庁
電力・ガス事業部 政策課
TEL: 03-3501-1746（直通）
FAX: 03-3501-3675
〒100-8931
東京都千代田区霞が関1-3-1
